9　8の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　9及び10の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「H28.12.21」のように記載すること。

［削る］

［削る］

［削る］

［削る］

11　11及び12の欄は、無線局目的等コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、11の欄に、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印を付けること。

［削る］

12　13の欄は、通信の相手方を「航空交通管制用航空局」、「飛行援助通信を行う航空局」、「運航管理通信を行う航空局」のように記載すること。なお、航空機地球局の免許又は再免許の申請の場合は、申請に係る航空機地球局の通信の相手方である人工衛星局が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である航空機地球局又は航空地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

13　14の欄は、次の区分に従い、記載すること。

［(1)・(2)　略］

14　15の欄は、次によること。

［(1)～(3)　略］

15　16の欄は、航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

16　17の欄は、航空機の主たる定置場を、「東京国際空港」のように記載すること。

(2)　住所の欄は、次によること。

都道府県コードを記載し、申請者が法人又は団体の場合は本店又は主たる事業所の所在地を記載し、フリガナを付けること。ただし、都道府県コードが不明の場合は、コードの欄への記載を要しない。なお、都道府県コードを記載した場合は、都道府県及び市区町村の記載は要しない。

9　7の欄は、法第6条第1項第6号に規定する希望する運用許容時間について「何時から何時まで」のように記載すること。ただし、24時間を希望する場合は、記載を要しない。

10　8の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、「平成16年10月1日」の場合は「H16.10.1」のように記載すること。

11　9の欄は、当該無線局が現に免許を受けた年月日を注10の日付指定の場合に準じて記載すること。

12　10の欄は、当該無線局の免許の有効期間を注10に準じて記載することとし、義務航空機局の場合は「無期限」と記載すること。

13　11の欄は、法第27条又は施行規則第9条の規定による免許の有効期間を希望する場合に限りその期間を記載すること。

14　13の欄は、該当する□にレ印を付け、該当事項を記載すること。なお、日付指定の場合は、注10に準じて記載すること。

15　14の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。なお、主たる目的及び従たる目的を有する無線局については、主たる目的、従たる目的の順に記載することとし、従たる目的の□にレ印をつけること。

16　15の欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

17　16の欄は、通信の相手方を「航空交通管制用航空局」、「飛行援助通信を行う航空局」、「運航管理通信を行う航空局」等のように記載すること。なお、航空機地球局の免許又は再免許の申請の場合は、申請に係る航空機地球局の通信の相手方である人工衛星局が開設されている人工衛星の名称を記載し、受動衛星を介して無線通信回線を構成するものであるときは、通信の相手方である航空機地球局又は航空地球局の名称に当該受動衛星の名称を付記すること。

18　17の欄は、次の区分に従い、記載すること。

［(1)・(2)　同左］

19　18の欄の記載は、次によること。

［(1)～(3)　同左］

20　19の欄は、航空機の国籍記号及び登録記号を記載すること。

21　20の欄は、航空機の主たる定置場を、「東京国際空港」のように記載すること。